

西海市部活動の地域移行推進計画

令和6年6月

西海市教育委員会

社会教育課

西海市部活動の地域移行推進に係る基本方針

1 部活動の現状と背景

近年の運動部活動は、少子化による部員不足のため部活動運営が困難になってきており、特に地方部においては学校単位での部活動の存続が年々、難しくなっています。そのような状況下において、国（スポーツ庁・文化庁）は学校部活動の地域移行を提唱し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を示し、また、本県においても、令和2年度から「長崎県部活動の在り方に関する検討委員会」を設立し、中学校の運動部活動の地域移行における現状や課題を分析・整理し、令和4年7月に長崎県運動部活動地域移行推進計画を示している。

本市においても同様の状況下の中にあり、人口減少により学校単位での部活動の存続が困難になってきており、早急に部活動の地域移行を進める必要があります。

2 中学校部活動地域移行推進に係る基本方針

少子化等による社会背景の変化の中にあっても、子どもたちが、多様なスポーツ・文化活動が選択できる環境整備をするため、部活動の地域移行を以下のように推進する。

- (1) 部活動を休日から段階的に地域クラブへの移行を行う。
- (2) 休日の地域移行クラブの状況を検証しながら平日の部活動についても、地域クラブ化を図っていく。

3 各年度における基本方針

各年度における、部活動の地域クラブへの移行についての基本方針は、以下のとおりとする。

(1) 令和6年度

各中学校の部活動単位や受け皿となる地域クラブの聞き取り調査を行い、モデルとなる部活動の選定を行う。

また、併せて合同部活動についても検証を行う。

(2) 令和7年度

モデルとなった部活動の検証を行い、その他の部活動について地域移行を推進する。

(3) 令和8年度以降

- ア 休日の全ての部活動について地域移行を完了する。
- イ 平日の部活動について、検証を行っていく。

部活動の段階的な地域移行に向けての推進計画

1 部活動の段階的な地域移行の考え方について

部活動の地域移行においては、少子化等による社会背景の変化の中でも、子どもにとって、多様なスポーツ・文化活動が選択できる持続可能な課外活動の環境を整備していくことが必要です。そのためには、現在、部活動の指導に関わっている指導者だけでなく、指導を希望する教職員など、地域の様々な方に関わっていただくことが不可欠です。

その推進にあたっては、競技や地域の特性によって、様々な違いがある現状から、「部活動の地域移行」という国の方針に従い、すべて同じように移行するというやり方ではなく、競技や地域の特性に応じ柔軟に進めていくことが必要です。

2 部活動の段階的な地域移行における各年度の計画について

(1) 休日の部活動の段階的な地域移行について

休日の部活動の地域移行について、長崎県では目標時期を、令和6年度の開始から2年後の令和7年度末を目途とすることが示されています。早期の地域移行が望まれるものではありませんが、検討・準備事項が多岐にわたることや保護者からの理解を得られることが必要と考えるため、段階的に進めていくこととします。

(2) 平日の部活動の段階的な地域移行について

平日の部活動の地域移行については、休日部活動の地域移行のできるどころから取り組み、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進することが示されています。これは、子どもが多様なスポーツ・文化活動に自主的・主体的に参加する中で、責任感・連帯感を涵養していくことから、部活動の地域移行は、休日のみでなく平日までを達成することが求められているためと考えられます。

一方で、現状においては、平日の部活動の地域移行に関する具体的な期限はなく、また休日の部活動の段階的な地域移行の取組の進捗を踏まえて、検証及び検討をしていきます。

(3)各年度のスケジュールについて

i 令和6年度

各中学校の部活動単位や受け皿となる地域クラブの聞き取り調査を行い、モデルとなる部活動の選定を行う。

また、併せて合同部活動についても検証を行う。

ii 令和7年度

モデルとなった部活動の検証を行い、その他の部活動についても休日の地域移行を行う。

iii 令和8年度以降

ア 休日の全ての部活動について地域移行を完了する。

イ 平日の部活動について、検証を行っていく。

3 生徒の多様な活動機会の確保に向けて

生徒が、多様なスポーツ・文化活動に、主体的・自主的に参加できる機会を確保するには、持続可能性の観点から、地域の様々な方から関わってもらう体制作りが必要となります。

まず、現在、部活動の指導に関わっている外部指導者からは、地域移行後の活動にも関わっていただくことが期待できます。また、指導を希望する教職員が、兼職兼業の許可を得た上で、指導することも見込まれます。

なお、生徒にとっては上記の地域活動に限らず、民間のスポーツ・文化関係クラブや、スポーツ少年団、社会教育関係団体なども、選択肢となり得ます。

4 指導者の確保や研修について

(1) 指導者の確保について

指導者の確保にあたっては、地域の多様な方が関われる仕組み作りが大切です。多くの指導者を確保する体制を早期に確立することが求められていますが、地域の方の理解を得て、自発的に協力いただくことが望ましいため、周知徹底に努め、指導者を段階的に増やしていくことが必要です。

まずは、学校の外部指導者や各種団体等から指導者の確保に努めます。また、指導を希望する教職員には兼職兼業の許可を得て地域クラブの指導者として加わり、地域クラブの体制を整えていきます。さらに、地元企業からの支援や協力を得ながら指導者の確保に努めていきます。

(2) 指導者の研修について

地域活動の指導者については、特に国が定める地域移行の時期にあつては、学校部活動との連携が意識されるべきところであり、ついでには、指導者は技術的な指導のみならず、教育的要素についても理解した人物が指導にあたることが望まれます。

今後、地域クラブの指導者になる方には、教職員等を含め教育委員会が主体となり教育的要素部分についての研修を行うことを検討していきます。

地域住民や保護者が安心して信頼できる地域クラブになるように努めます。

5 保護者の負担について

これまでの部活動では、教員が指導を担っているため指導料が生じず、よって保護者が部活動で負担する金額は、比較的低廉でした。しかし、地域による活動においては、指導料が発生することなどが見込まれ、活動にかかる費用の増大が見込まれます。

地域において長期的に活動を行っていくことができる持続可能性という観点から、地域活動においては、受益者負担を原則としていくことは避けられません。この費用負担増によって、参加できない家庭が生まれることが想定されますが、家庭の経済状況等にかかわらず、誰でも地域活動に親しむ機会を確保することは重要です。

国の動向を注視しながら、国庫補助金などを活用し経済的に困窮する家庭の地域活動へ参加しやすくするために直接的、間接的な支援を検討します。

今後は、すべての生徒が地域活動に参加しやすい環境の整備に向けた取組も検討していきます。

6 関係者（学校、保護者、関係団体等）への周知について

本方針により、西海市の部活動の地域移行についての考えが明確に示されることとなります。この方針の内容について、関係者に周知を図り、理解を得て、学校、保護者、関係団体等、すべての関係者と共に、地域移行を進めていきます。